

みんなで一緒に。ちょこっとサイズのたしかな安心。

ちょこっと共済

東京都市町村民 交通災害共済

交通事故にあり治療を受けた
会員の方に対して
見舞金が支給されます。

ちょこっと共済は、東京都39全市町村が共同実施する公的な交通災害共済です。

マスコット
キャラクター
ちょこ助

マスコット
キャラクター
ちょころ

◎ いつでもどなたでも

東京都の市町村に住民登録のある方なら、年齢、健康状態に関係なく、いつでもどなたでも加入できます。

◎ 選べる2つのコース

\\ とってもお手頃! //

A コース **1,000円** ▶ 最高 **300万円** の見舞金
(ひとり年額)

B コース **500円** ▶ 最高 **150万円** の見舞金
(ひとり年額)

◎ 交通遺児年金にも対応

交通災害で死亡した会員に遺児がある場合、年額**12万円**の交通遺児年金支給

<ちょこっと共済>は事故の相手方の損害を補償するものではありません。

お問い合わせ お住まいの市役所または町村役場の各担当窓口へ

ネット申込

より加入しやすくなりました!

ちょこっと共済

検索

<https://chokottokyosai.jp/>

ネット申込の詳細はホームページでご確認ください。

運営：東京市町村総合事務組合

ホームページはこちら!



手続きかんたん!

加入申込書は加入受付場所にあります。

ネット申込なら加入申込書が手元になくても申込みできます。

各種手続き・お問い合わせ先

市町村名	担当部署	電話番号(内線)
八王子市	市民生活課	042-620-7227
立川市	生活安全課	042-528-4376
武蔵野市	交通企画課	0422-60-1859
三鷹市	都市交通課	0422-29-9709
青梅市	市民安全課	0428-22-1111
府中市	地域安全対策課	042-335-4147
昭島市	市民課	042-544-4120
調布市	交通対策課	042-481-7454
町田市	市民生活安全課	042-724-4003
小金井市	交通対策課	042-387-9850
小平市	市民課	042-346-9607
日野市	防災安全課	042-514-8963
東村山市	交通課	042-393-5111(3706)
国分寺市	交通対策課	042-325-0111(570)
国立市	道路交通課	042-576-2111(349・355)
福生市	道路下水道課	042-551-1511
狛江市	道路交通課	03-3430-1314
東大和市	道路交通課	042-563-2111(1213・1256)
清瀬市	道路交通課	042-497-2096
東久留米市	管理課	042-470-7764
武蔵村山市	防災安全課	042-565-1111(332)
多摩市	道路交通課	042-338-6826
稲城市	市民課	042-378-2111(132)
羽村市	防災安全課	042-555-1111(215・216)
あきる野市	地域防災課	042-558-1111(2345)
西東京市	交通課	042-439-4435
瑞穂町	安全・安心課	042-557-7610
日の出町	生活安全安心課	042-588-5067
檜原村	村民課	042-598-1011(111)
奥多摩町	住民課	0428-83-2182
大島町	福祉けんこう課	04992-2-1471(324)
利島村	総務課	04992-9-0011
新島村	民生課	04992-5-0240(111)
神津島村	総務課	04992-8-0011(21)
三宅村	村民課	04994-5-0904
御蔵島村	総務課	04994-8-2121
八丈町	福祉健康課	04996-2-5570
青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
小笠原村	村民課	04998-2-3113

見舞金請求手続きをされる場合は、事故状況や必要書類の確認のため、住所地の市役所・町村役場の担当部署へ必ず事前にお問い合わせください。

見舞金の請求には
交通事故(人身)証明書
が必要です。



対象とならない事故

ご注意ください! 次のような事故には見舞金は支払われません!



交通機関への乗降時の事故

(電車・バスなどのドアの開閉や交通機関の制動・発動によるものを除く。)



バイク・自転車の2人乗りでの事故

(排気量や年齢など法令で認められている場合を除く。)



ベビーカー、小児用自転車、一輪車、遊具、ゴルフカートなど交通機関以外による事故



歩行中の転倒や歩行者同士の事故

(自転車やバイクなどを押して歩いている場合は歩行者となります。)

●その他、次のような事故等も対象となりません。

- ・自殺および会員の故意または重大な過失による事故
- ・無免許運転、酒気帯び運転など会員の違法行為が原因による事故
- ・歩行中に駐車していた自動車などにぶつかった場合の事故
- ・有料の公園、駐車場、車庫、自宅、事業所の敷地内などでの事故(道路交通法上の道路とみなされる場所を除く。)
- ・地震、洪水、その他の天災による事故
- ・対象交通機関であっても、遊戯または競技中に発生した事故
- ・事故のショック等による心因性の精神疾患